

令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
1-4-5 3-1-3 3-6-2	児童への虐待対応・防止	区における18歳未満人口当たりの児童虐待件数(平成31年度)は、大阪市平均の約1.6倍となっているなか、「行政未把握のリスクの顕在化」「養育能力に欠ける保護者へのサポート」「こども相談センターなど一時保護の仕組みの強化」「子育て、教育、福祉、行政など関係機関どうしの緊密な連携」を課題とし取り組みを行う。	<p>○要保護児童対策地域協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援室が事務局として調整機関の役割を担い、ケースの現状について関係各機関(学校、保育所、保健師、生活支援担当、こども相談センター、警察、消防、民生委員、主任児童委員等)がそれぞれの情報を共有し、リスクアセスメントシートを活用してのリスク把握、主担当機関の確認、危険度、援助方針の見直しをおこなう。</li> <li>・「こどもサポートネット」のスクリーニング会議Ⅱ、「就学前こどもサポートネット」のスクリーニング会議、次年度就学予定児童の情報共有会議を要保護児童対策地域協議会の部会として実施する。</li> <li>・DV相談</li> <li>・要保護児童対策地域協議会において協議、報告がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。</li> </ul> <p>○各種地域団体、学校、幼稚園、保育所等に呼びかけて重大な児童虐待ゼロ区民会議(仮称)を実施し、ネットワーク化を図る。</p> <p>○要保護児童対策、虐待予防について区内小児科医と連携する。(要保護児童対策地域協議会への参画等)</p>	<p>代表者会議の開催(1回)</p> <p>実務者会議の開催(年間16回)</p> <p>個別ケース検討会議(随時)</p>		<p>要保護児童対策地域協議会登録ケース(約170件)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待にかかる危険度判断や支援内容の見直しを行い、100%の進捗管理を実施する。</li> <li>・虐待レベルの改善ケース数 前年度以上</li> </ul> <p>(基準日を年度初めと年度末に定め進捗管理台帳の登録レベル数をカウントする)</p>	
				<p>代表者会議資料送付(1回)</p> <p>実務者会議の開催(年間16回)</p> <p>個別ケース検討会議58回</p>	○	<p>要保護児童対策地域協議会登録ケース(全235件)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100%の進捗管理を実施した。</li> <li>・虐待レベルの改善ケース数 104件。件数は前年度を下回ったが、改善率44%で5割近くまで達しており、虐待対応・防止の成果はあったと考える。</li> </ul>	○
1-4-7 3-1-6	子育てコンシェルジュ(利用者支援専門員)による子育て支援	「子ども・子育て支援新制度」に基づく利用者支援事業により利用者支援専門員を配置し連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域の子育てプログラムの育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な制度やサービスの開発等を担いすべての家庭が安心して子育てができるよう、多様な保育サービスの内容や利用方法について広報し、相談支援や利用支援を行うことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域との連携を深めながら、地域の子育てプログラムの育成、地域課題の発見・共有に努め、地域で必要な制度やサービスの開発等に努める。</li> <li>・保育・教育サービスに関する広報、利用支援を行う。</li> </ul>	<p>子育てコンシェルジュが対応する相談件数650件</p>		<p>区民意識調査において、子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合、65%以上利用者満足度90%以上の維持(こども青少年局が実施する利用者(相談者)に対するアンケート調査結果による)</p>	
				<p>子育てコンシェルジュが対応する相談件数681件</p>	○	<p>区民意識調査において、子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合:55.2%(R2:46%)</p> <p>こども青少年局が実施する利用者(相談者)に対するアンケート調査結果:「大いに役に立った」「役に立った」合計96.5%</p>	×
3-1-7 3-5-3 3-6-1	「こどもサポートネット」の実施	<p>子どもの生活に関する実態調査から「①困窮度の高い子育て世帯には複合的な課題がある。」「②諸施策はあるが十分に届かず適切な支援ができていない」ことが明らかになり、教育分野と福祉分野が連携した総合的な支援が必要となっている。</p> <p>支援の必要な子ども(世帯)を発見し、適切な支援につなぐ仕組みを構築する。</p>	<p>1. 子どもたちが多くの時間を過ごす学校において、支援の必要な子ども(世帯)を発見する仕組みの構築。</p> <p>(1)発見の場の設置⇒チーム学校において、スクリーニング会議を設置する。</p> <p>(2)発見ツールの導入⇒各校において全児童生徒を対象にしてスクリーニングシートを作成し、課題発見に活用する。</p> <p>2. 区役所、学校、地域、支援機関が連携し、スクリーニングシートにより抽出されたこどもと子育て世帯が抱える課題に対し、全件状況把握・総合的支援を効果的に実施。</p> <p>(1)必要な支援につなぐアセスメント⇒区役所(関係課・区役所保健師・区SSW・SSW・推進員・SC・家庭児童相談員・臨床心理士等)、学校(校長・教頭・養護教諭・担任等)、地域(民生委員・児童委員・主任児童委員・保護司等)、関係機関(こども相談センター、医療機関等)による教育分野・福祉分野の支援の見立て</p> <p>3. 区役所、学校、地域、支援機関が支援状況を情報共有することにより、より適切で効果的な支援を行う。</p> <p>(1)支援状況(進捗)を推進員が把握し、スクリーニング会議で報告する。</p> <p>(2)スクリーニングシートを定期的に更新することによって支援効果を検証し報告する。</p> <p>(3)スクリーニング会議で全件情報共有することにより、支援方針を再検討し、より効果的で適切な支援につなぐ</p> <p>また、会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。</p> <p>4. 区役所SSWはSSWとこどもサポート推進員を総括し関係機関等との連絡調整、要保護児童対策地域協議会実務者会議等へ出席する。</p>	<p>各校(小学校10校、中学校4校)単位でアセスメント会議を実施し、スクリーニングシートにより支援が必要とされた児童全てを具体支援先へ繋ぐ。</p>		<p>すべての児童・生徒の状況を把握、スクリーニング会議Ⅱにて支援の方向性を決定し解決、好転数を前年度より増加させる。</p>	
				<p>各校(小学校10校、中学校4校)単位でアセスメント会議を実施し、スクリーニングシートにより支援が必要とされた児童全てを具体支援先へ繋いだ。</p>	○	<p>すべての児童・生徒の状況を把握、スクリーニング会議Ⅱにて支援の方向性を決定(868件)し解決、好転数447件。</p>	◎

※評価基準については、次のとおりです。

- ◎: 目標値を大幅に上回り達成(目標数値の+10%以上)
- : 目標値を達成(目標数値の0%以上～+10%未満)
- △: 目標値を下回り未達成(目標数値の-10%を超えて0%未満)
- ×: 目標値を大幅に下回り未達成(目標数値の-10%以下)

# 令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
3-1-9	保育所入所事務	<p>小学校就学前のこどもが、保護者の就労又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合、子ども・子育て支援法、児童福祉法等に基づき、保育施設を利用することができる。近年の保護者ニーズや働き方の多様化に対応するため、利用調整の厳格性は維持しつつも柔軟性も求められている。大正区においては、待機児童とはならないが38名(令和2年4月集計)の入所保留児童も存在する。保護者の意向もあるが、一人でも多くの児童が希望に近い形で保育施設に入所することができるよう、公平で円滑な保育施設入所事務を行うことを目的とする。</p>	<p>・事務内容は、こども青少年局により定められているが、区民の誰もが納得できる運用が可能となるよう、利用者向け説明資料等の作成・配布、利用者支援専門員による相談を行い、入所受付面談等で入所ニーズや状況を把握し利用調整を行う。また、企業主導型保育事業の活用、保育無償化制度の周知、説明を行う。 ・一斉入所受付同時面接が円滑に実施できる様、保育所等の意見も取り入れ実施する。</p>	<p>希望に近い形の保育施設入所に繋げるため、 ・利用者支援員による相談・情報提供 ・子育て応援ウィークでの情報提供、入所相談、保育制度説明 ・区HPでの保育施設空き状況掲載(毎月 掲載を区ラインで周知)を行う。</p>		4月1日時点での待機児童数0人	
				<p>希望に近い形の保育施設入所に繋げるため、 ・利用者支援員による相談・情報提供 ・子育て応援ウィークでの情報提供、入所相談、保育制度説明 ・区HPでの保育施設空き状況掲載(毎月 掲載を区ラインで周知)を行った。</p>	○	4月1日時点での待機児童数0人	○
3-1-8 3-6-10	就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業	<p>・妊娠前から3歳までは、母子手帳の交付にはじまり、各種健診などの母子保健制度により、また、小学生からはこどもサポートネットにより、こどもの健康や生活状況などを把握している。 ・現行制度では4・5歳児の状況把握が他の年齢と比べると不十分となっている。 ・この年齢のこどもの状況を把握(全件)することで、抱える課題を早期に発見し、必要な支援につなげる必要がある。 ・こうしたことから、妊娠前から中学生までの間、切れ目のない支援をすることで、児童虐待の未然防止を図り、重大虐待ゼロをめざす。</p>	<p>4・5歳児の健康状況や生活状況を把握し、課題を抱かえる児童や家庭を早期に発見し適切な支援につなげる仕組みの構築を行う。【試行期間: R1～R3年度】 保育園などに通う就園児は就学前こどもサポート推進員が、未就園児への訪問などは保健師が中心に①～⑤を実施し、必要に応じてこどもサポートネット事業に引き継ぐなどして、切れ目のない支援ができる仕組みを構築する。 【事業概要】 ①スクリーニング会議 i : 区内の保育所(園)・幼稚園において在籍児童の課題などについてスクリーニングシートを作成し、区役所(子育て支援室)に情報を提供する。 ②未就園訪問: 保健師が家庭訪問し、保健指導と相談並びに記録票を作成し、必要に応じて③事前アセスメントにつなぐ。 ③事前アセスメント: ①②で得られた情報について、④の「スクリーニング会議 ii」に向けて、支援メニュー等の洗い出しを行う。 ④スクリーニング会議 ii : 要保護児童対策地域協議会の部会として位置づけ、区内の保育所(園)・幼稚園、区役所職員、臨床心理士、各支援機関、福祉分野の専門家(児童委員など)等により、支援方針や方法、役割分担等を協議する。 ⑤情報共有会議: 要保護児童対策地域協議会の部会として位置づけ、次年度就学児童(世帯)についての情報共有を目的に就学予定小学校ごとに実施する。 【情報発信】 就学前こどもサポートネット事業をはじめ、子育てに関する内容(具体的な相談先など)を情報発信するとともに、「大正区版ネウボラ」について広く区民に広報することで、児童虐待に対する意識の醸成をめざす。</p>	<p>スクリーニング会議 ii を2回、情報共有会議を1回開催する</p>		園ごと、未就園児ごとのスクリーニングにより把握された要支援児童を具体支援機関へつなぐ割合 100%	
				<p>該当児童のいる14園に対し、スクリーニング会議 ii を1～2回開催し合計21回。 5歳児が就学する小学校、区内10校と情報共有会議を各1回、合計10回を開催。 コロナ禍で回数は、削減したが、支援方針を決定し支援機関へつないでいる。</p>	×	具体支援機関へつないだ割合 100%	○
1-4-6 3-1-4 3-6-3	ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み	<p>大正区の離婚率は2.35件/1,000人(H30年度人口動態統計)、ひとり親家庭推計数は世帯数の3.42%(H30年度ひとり親家庭実態調査)で大阪市の平均を上回っている。 ひとり親家庭が各種サービスを利用し自立生活を営むことができる様、こどもサポートネット事業、就学前こどもサポートネット事業等と連携し、支援することを目的とする。</p>	<p>・大阪市ひとり親家庭等自立促進計画(令和2年～令和6年)を基本に、重点的に取り組む項目を「行動計画」を策定し実施する。 ・現状、支援実績等を「要保護対策地域協議会代表者会議」に報告、課題抽出を行う ・区SNSによる相談窓口、制度の周知 ・離婚届用紙交付時に「養育費」「ひとり親サポーター相談」案内パンフレット交付 【ひとり親家庭自立支援事業経常業務】 ・ひとり親家庭サポーターによる相談 ・ひとり親家庭生活(経済的支援・生活支援)助言指導 ・弁護士による「離婚・養育費に関する専門相談」 ・児童扶養手当の認定と支給 ・母子父子寡婦福祉貸付金事業 ・ひとり親家庭医療費助成</p>	<p>・ひとり親家庭に対する相談窓口の認知度: 50%以上 ・ひとり親家庭サポーターへの相談件数 前年度以上</p>		・ひとり親サポーター、ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率 前年度以上	
				<p>・ひとり親家庭相談窓口の認知度 51% ・ひとり親家庭サポーターへの相談件数 令和2年度 152件 令和3年度 150件</p>	△	令和2年度 63% 令和3年度 50%	×

# 令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
3-6-12	児童手当認定支給事務と子ども医療費助成事務	次代の社会を担う全ての子どもの発達や成長を社会で応援するため、子どもの健全な育成に寄与し児童福祉の向上を図る目的として、児童を養育している父母その他保護者の経済的支援として「児童手当」の認定と支給を行っている。 「子ども医療費助成」は、こどもの医療費の自己負担の一部を助成している。 いずれも、所得制限がある。	【児童手当】*支給認定を受けるためには申請が必要。 (対象者)15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校修了)までの児童を養育している父母その他の保護者(支給月)毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給。 *毎年6月に「現況届」による更新手続きが必要。 【子ども医療費助成】*支給認定を受けるためには申請が必要。 (対象者) 健康保険に加入している、0歳~18歳に達した日以後における最初の3月31日までの子ども *対象児童が小学校修了までは保護者の所得制限無し 【出生届時(窓口サービス課にて)に申請促しを実施】	「児童手当」適正な認定、支給を行う。現況届提出督促1回、差し止め予告1回を実施。		児童手当現況届提出率100% 「子ども医療証」の適正な認定と交付を行う。	
				現況届出督促1回 差し止め予告1回	○	児童手当現況届提出率99.9% 「子ども医療証」の適正な認定と交付ができています。	△
3-1-11	児童虐待対応力強化のためのケース対応検証事業	児童虐待の未然防止・早期発見・支援強化に向けて、有識者による意見や助言を受け、対応事例を経常的に点検し、対応力の強化、関係機関との連携を図る。	子育て支援室で取り扱った事例について、近隣3区(港区、浪速区、西淀川区)と合同で事例点検会議を設けて、こども相談センター等関係機関との連携プロセスやケースワークについて、有識者による意見や助言を受け、対応事例を経常的に点検し、対応力強化を行う。	事例点検会議を実施し、その都度報告書を作成、関係機関と共有する。		会議により、関係機関との連携、対応力の強化が図られたと認識する関係機関の割合:5割	
				令和2年度に実施した事例点検会議や有識者会議での意見を踏まえ、関係機関との連携方法や再発防止の対応策等について効果検証を行いながら、報告書を作成のうえ共有した。(3月)	○	案件がなく会議の実施はなかったが報告書が有意義であったと認識する関係機関の割合:5割	○
1-4-8 3-1-12 3-5-4 3-6-11	家庭児童相談	近年の家庭形態や家庭における養育機能の低下により、複雑化かつ増加している児童や家庭が抱える問題の解決と、家庭における児童の福祉の向上及び発達障がいのある児童が速やかに診断や医療、療育、教育等につながるための支援を図ることを目的とする。	家庭児童相談員(Ⅱ)を2名、臨床心理士1名を配置し以下の業務を行う。 ・こどもサポートネット、就学前こどもサポートネットの一員として参画 ・児童の性格、生活習慣、言語等の発達、いじめ、不登校、非行等に関する相談・支援 ・保育所、学校、窓口・電話、各種事業(乳幼児健診、発達相談、こどもサポートネット事業、就学前こどもサポートネット事業)からのつながった相談 ・要保護児童対策地域協議会・就学前こどもサポートネット事業・こどもサポートネット事業関係事務 ・家庭児童相談員(Ⅱ)は、虐待対応を担当 ・臨床心理士は乳幼児健診を担当	・心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係等の相談対応 ・家庭児童相談数前年度以上		相談者に対して的確な相談援助を行い、ケースに応じて関係機関と連携した支援を行い、児童虐待の未然防止、早期発見を行う。 相談数のうち支援事業等へつないだ割合100%	
				・心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係等の相談対応を行った。 ・家庭児童相談数 126件	○	・相談者に対して的確な相談援助を行い、ケースに応じて関係機関と連携した支援を行い、児童虐待の未然防止、早期発見を行った。 ・相談数のうち支援事業等へつないだ割合100%	○
3-5-1 3-6-4	区独自スクールソーシャルワーカーの活用事業	今日の子どもの問題行動の背景には、児童・生徒の心の問題や家庭、友人関係、地域、学校等の環境の問題が複雑に絡み合っている。子どもの生活に関する実態調査からは「①困窮度の高い子育て世帯には複合的な課題がある。」「②諸施策はあるが十分に届かず適切な支援ができていない」ことが明らかになっており、こどもサポートネット事業と連携した総合的な働きかけが必要となっていることから、区独自スクールソーシャルワーカーをこどもサポートネット事業の一員として配置することにより、これら子どもの問題行動の課題解決に努めるとともに、すべての家庭が安心して子育てができる環境を作ることを目的とする。	社会福祉等の専門的な知識や教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを区独自に雇用し、課題を抱える児童・生徒及び家庭への支援のアセスメントを行い、具体支援への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・調整、学校に対しての課題解決のノウハウの伝授等を行うとともに、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー、こどもサポート推進員を総括し、区の児童、生徒への支援を円滑に進める。	スクリーニング会議Ⅱにより支援が必要とされた児童・生徒へのアウトリーチ数:40ケース、100回以上		・全件把握したケースに対して、具体支援策により課題や状況が解決、改善された件数:10ケース以上 ・区独自SSWがこサポSSW、推進員等の活動内容について十分に確認を行い、それを踏まえ、学校に対して課題解決のノウハウを伝授する等、積極的に学校を支援した件数:5件以上	
				スクリーニング会議Ⅱにより支援が必要とされた児童・生徒へのアウトリーチ数:42ケース、100回	○	・全件把握したケースに対して、具体支援策により課題や状況が解決、改善された件数:10ケース ・区独自SSWがこサポSSW、推進員等の活動内容について十分に確認を行い、それを踏まえ、学校に対して課題解決のノウハウを伝授する等、積極的に学校を支援した件数:5件	○

# 令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
3-5-2 3-6-7	学習・登校サポート事業	学校の授業以外で学習機会の少ない生活困窮家庭の児童やひとり親家庭で家庭学習機会が失われている児童、また不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒に、家庭や学校、関係機関を含めた場所で、事業者による一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行い、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る一助とするともに児童・生徒の健やかな育成を図ることを目的とする。	家庭や学校等で、事業者による貧困等により学習支援等が必要な児童・生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行う。 (1)学校、保護者等との面談 こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容(家庭への支援、児童・生徒への支援)について、学校、保護者と面談等を行う。 (2)学習支援 個別を基本とし、状況に応じて家庭、学校施設等で児童・生徒へ学習支援を行い貧困対策(貧困の連鎖を生まないため)に取り組む。 (3)登校支援等 不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着にむけ登校支援を行う。 また、支援の進捗について、スクリーニング会議で報告を行う。	スクリーニング会議Ⅱで本事業の支援が必要と判断した対象児童・生徒へ具体支援(学習支援・登校支援)を行った児童・生徒の割合を前年度より向上させる。		事業に参加した児童・生徒が以前より学校の授業が分かりやすくなったと感じる割合:80%以上	
				スクリーニング会議Ⅱで本事業の支援が必要と判断した対象児童・生徒へ具体支援(学習支援・登校支援)を行った児童・生徒の割合:92.3%(R2:92.7%)	△	第1回アンケート:78% 第2回アンケート:79% 第3回アンケート:78%	△
3-6-5	民間事業者を活用した課外学習支援事業	本市では「全国学力・学習状況調査」及び「大阪市子どもの生活実態調査の結果」等から、課外学習時間の短さが課題として現れており、各学校内での取組みだけでなく、課外学習の充実が求められ、各区において課外学習支援事業が進められている。 当区においても、これら課題解決に向け、生徒の基礎学力の向上及び学習習慣の形成を図ることを目的とする。	子どもの習熟の程度に応じたきめ細かい指導を行うなど、民間事業者の学習支援のノウハウを活用した放課後課外学習を実施	1クラス(30名)の利用者生徒数:8割(1クラス24名)以上		参加者アンケートで、参加前よりも学校の授業がわかるようになったと回答した割合:70%以上	
				1クラス(30名)の利用者生徒数:16名	×	参加者アンケートで、参加前よりも学校の授業がわかるようになったと回答した割合: 93%(国語) 80%(数学) 80%(英語)	◎
3-4-1	教育に関し総合的に議論する場の開催(総合教育会議)	大正区将来ビジョン2022において、子育て・教育、地域福祉、地域防災そして、地域コミュニティ(小学校区単位)充実を重点に据えた区政運営を進めることとしていることから、子どもにかかる福祉、教育の施策及び事業について、区役所、家庭、学校、地域が連携して活性化を図る。	立案の段階から保護者及び地域住民その他関係者等の意見を把握し、適宜これを反映させるため、年4回総合教育会議を開催する。 区長が会議において、子育て・教育・青少年健全育成等にかかる次の事項について委員からの意見を求める。 また、区政会議との連携を図る。(会議終了後、区政会議で意見聴取が必要と思われる事項については、政策推進課に報告する。) (1)所管施策等に関する計画及び方針に関する事項 (2)所管施策等のうち主要なものの実績及び成果の評価に関する事項 (3)上記のほか、所管施策等に関し必要と認める事項	委員意見が教育行政に反映:2項目以上 会議での議論内容等を区民へ周知し、教育に関する関心を高める。		・区内において、学校、地域の実情に応じた教育が行われたと感じる総合教育会議委員の割合:60%以上 ・各委員からの意見や要望、評価について、適切なフィードバックが行われたと感じる総合教育会議委員の割合:60%以上	
				委員意見が教育行政に反映:2項目 (学習・登校サポート事業、こどもの居場所づくり)	○	・区内において、学校、地域の実情に応じた教育が行われたと感じる総合教育会議委員の割合:30% ・各委員からの意見や要望、評価について、適切なフィードバックが行われたと感じる総合教育会議委員の割合:60%	×
3-4-2	教育行政連絡会の開催	区における本市教育施策の推進に関して、「ニア・イズ・ベター」の観点から地域に身近な区と学校が連携して、教育現場の充実を図ることを目的とする。	・区長と区内各小・中学校長との、本市教育施策に関する意見交換及び情報交換や連絡調整。 小学校においては、教育行政連絡会後、校長会(教育行政連絡会と同日)・教頭会(別日)を開催。 ・事務連絡については校長会及び教頭会にて行う。	・小学校、中学校ともに原則毎月1回会議を開催し、意見等については適時適切にフィードバックを行う。		・自校において、学校の実情に応じた教育が行われ教育内容がより充実したと感じる区内小・中学校長の割合90%以上	
				・小学校、中学校ともに原則毎月1回会議を開催し、意見等については適時適切にフィードバックを行った。	○	・自校において、学校の実情に応じた教育が行われ教育内容がより充実したと感じる区内小・中学校長の割合85%	△

令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
3-4-3	学校協議会の運営補佐	保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進し、開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進することを目的とする。	保護者や地域住民などそれぞれの意向を学校運営に反映させるとともに、学校協議会委員は学校協議会の目的や役割を理解し、各学校協議会において活発に意見交換を行う。 地域担当課長及び区教育担当職員が各回の学校協議会に出席する。 学校協議会の趣旨を共有し、各学校協議会が適切に運営されるよう、区役所において日中と夜間の2回、委員研修会を開催し、学校協議会や委員の役割について説明を行う。 学校協議会で活発な意見交換が行えるよう、事前に委員へ資料を送付することについて、教育行政連絡会を通じ、各校へ周知徹底を行う。また、学校施策評価について報告を行い、学校運営に反映されるよう協議を行う。 協議会の役割等の周知や会議において議論が活性化されるよう学校・地域と協力して進めていくとともに、各校の会議手法等の共有を図る。 また、学校園における学校協議会会長会を開催し、取り組み施策等について情報共有を行い、学校協議会が横断的に連携を図る。 地域学校協働活動推進体制のもと、地域・学校・保護者が協働・連携を強化できるよう支援する。	開催されるすべて(各校年3回以上の開催)の学校協議会に出席する。 学校協議会長会を年1回開催する。		委員を務める学校において、学校の実情に応じた教育が行われ教育内容がより充実したと感じる区内小・中学校の学校協議会委員の割合:80%以上 区民意識調査において区民全体の制度の認知度の割合:25%以上	
				開催されるすべて(各校年3回以上の開催)の学校協議会に出席した。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催の実施もあり。 学校協議会長会は開催していない。	○	委員を務める学校において、学校の実情に応じた教育が行われ教育内容がより充実したと感じる区内小・中学校の学校協議会委員の割合:90% 区民意識調査において区民全体の制度の認知度の割合:21.3%	×
3-2-1	学校選択制の実施	子どもや保護者が自ら学校を選択することで学校教育に深い関心を持つこと、またそれにより各学校が特色ある学校づくりを進め、学校教育の活性化が図られることを目的とする。	・校区外受入人数の調整 ・児童・生徒、保護者への情報提供(学校案内冊子、個別相談会、学校公開・学校説明会等) ・希望調査(希望調査票の提出について、広報紙やSNS等の活用や督促状を送付する等し、全件回収をめざす。) ・入学校の決定	希望調査票回収率:90%		・通学区域外の学校を選択した児童・生徒がその希望した学校に就学出来た割合:100%	
				希望調査票回収率:82.3%	△	・通学区域外の学校を選択した児童・生徒がその希望した学校に就学出来た割合:100%	○
3-3-1	小学校の適正配置	学校の適正規模は1学年2~4クラスとされており、1学年1クラスでは、人間関係が固定化する傾向が高く、また音楽の合唱や体育の集団競技などは困難な場合もあり、教育活動の幅が狭くなることから、今後の区内の開発状況や人口動向を踏まえながら、児童にとってよりよい教育環境を確保し、教育活動の充実を図ることを目的とする。	大阪市においては、令和2年5月1日現在、小学校が288校、中学校が130校存在しており、学校の維持管理等にかかる財政負担が大きくなっている。また、規模の小さい学校においては、一人の教員が多くの校務分掌を兼ねて担わざるを得ない状況となっている。 大阪市学校適正配置審議会の答申により、適正配置の対象校とされた学校について、地域、保護者、学校、区役所が一体となって、今後の方向性を決定していく。 《適正配置対象校の分類》 【速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある小学校】 ①複式学級(2つの学年の児童で編制する学級のこと。編制は2学年あわせて16人以下、第1学年の児童を含む学級にあつては8人以下)を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が20名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校 ②①には該当しないが、児童数が120名を下回る状況であり、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない小学校 【今後の児童数の推移を注視し順次取り組みに着手する小学校】 ③現在児童数が120名以上の状況ではあるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる小学校 ④①~③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校 ⑤現在7学級以上11学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校 ⑥今後、7学級以上11学級以下の状況にあると見込まれる小学校	統合や校区調整といったあらゆる手法を検討し、よりよい教育環境の確保に向け適正配置にかかる計画を再検討し、新たな計画を策定。		学校適正配置検討会議で、学校の適正配置について十分な議論が図られたと感じる委員の割合60%以上	
				未実施	×	未実施	×
3-6-6	学校図書館の活用推進	児童生徒の読書活動の推進を図り、読書習慣の形成を図ることを目的とする。児童生徒の読書活動の推進を図り、読書習慣の形成を図ることを目的とする。	「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」機能を果たす魅力ある学校図書館づくりを行う。具体的には、学校図書館の開館日数や回数を増やし、また、学校を巡回して開館や学校図書館の環境整備を行う学校図書館補助員と、活動のコーディネートを行う学校図書館補助員コーディネーターを配置する。 また、教育行政連絡会等において、学校長と読書力の向上について、議論を行う。	全校において、全曜日開館し、週当たりの開館回数を7回にする。 補助員が調べ学習など学習活動のサポートを行った回数:各校1回以上		学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)という質問に対し、全くしないという回答を令和元年度(小学校:31.8%、中学校:54.8%)より減少させる。 ※令和2年度全国学力・学習状況調査が未実施のため、令和元年度の回答割合を使用	
				全校において、全曜日開館。週当たりの開館回数7回 補助員が調べ学習など学習活動のサポートを行った回数:各校1回以上(計14回)	○	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)という質問に対し、全くしないと回答した割合:小学校42.1%、中学校50.6%)	×

# 令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
3-6-13	基礎学力育成支援事業	学力には、全ての学習の基礎となる読む力・書く力・計算力の向上が必要不可欠となっている。 大正区においては、昨年度子育て・教育・青少年健全育成に係る課題に特化した議論を行う場として、区総合教育会議を設置し、これまでの議論において、「基礎学力が低い」、「中学校へ進学しても小学校の基礎学力が身につけていない」という意見があった。また、学力経年調査結果において、小学5年生へ進級後、4教科の平均正答率が下がっている傾向が多くみられることから、事業対象者を小学5・6年生とし、基礎学力を向上させることを目的とする。	学力経年調査結果において、小学5年生へ進級後、4教科の平均正答率が下がっている傾向が多くみられていることから、大正区内小学校10校の5・6年生(5年生:477名、6年生:473名)を対象に、基礎学力向上に向けた教材等を配布する。配布する教材については、各校と調整のうえ学校ごとの課題に応じた教材を配布し、その教材に取り組むことで中学校進学までに必要な基礎学力を習得していく。また、各校の取り組みについて第3教育ブロックとも連携のうえ、効果検証を行い、教育行政連絡会等の場において報共有するとともに今後の教育支援事業につなげる。	区内全小学校(10校)において、小学5・6年生が教材等に取り組む。		令和3年度学力経年調査における標準化得点(大阪市平均を100とした大阪市立全校の相対的な得点)の区内5・6年生平均を令和元年度(97.8点)より向上させる。	
				区内全小学校(10校)において、小学5・6年生が教材等に取り組んだ。	○	令和3年度学力経年調査における標準化得点(大阪市平均を100とした大阪市立全校の相対的な得点)の区内5・6年生平均97.175点	△
1-1-7 1-5-5 3-1-5	特別支援教育サポーター(発達障がいサポーター)の配置	発達障がいのある児童・生徒の行動面に対して、ソーシャルスキル等の社会性・対人関係構築や適応に向けた支援を行うため、特別支援教育サポーター(発達障がいサポーター)(会計年度任用職員)を区内小中学校に派遣する。	事業実施のため教育委員会事務局が定めている特別支援教育サポーター実施要項に基づき、区内小・中学校から区配置分の特別支援教育サポーター(発達障がいサポーター)の配置申請を受領し、区配置分について配置決定を行う。採用手続き等については、教育委員会事務局が行う。 学期ごとに教育委員会事務局より、各学校における特別支援教育サポーター(発達障がいサポーター)の活用状況を報告を受け、確認を行う。 また、学力向上支援サポーター(学びサポーター、学校力UPサポーター)の各校への配置状況についても、教育委員会事務局より報告を受け、確認を行う。	学習支援以外の支援として朝の会や給食などの校内活動、遠足や社会見学などの校外活動において発達障がいのある児童・生徒をサポートし、安全確保や行動面支援を行うため、13校以上(前年度配置校)の実施をめざす。		地域の人材の活用などにより、発達障がいに対する周囲の理解が進んでいると回答する学校:10校以上	
				14校(小・中全校)配置	○	地域の人材の活用などにより、発達障がいに対する周囲の理解が進んでいると回答する学校:14校	◎
5-1-16	青少年指導員・青少年福祉委員活動の推進支援	青少年指導員・青少年福祉委員活動を推進することにより、住民との連携の下で地域における青少年の健全育成を図ることを目的とする。	要綱に基づき市長から委嘱を受けた「青少年指導員」・「ユースリーダー」及び「青少年福祉委員」と良好な関係を構築するとともに、青少年の健全育成に関する活動を推進する。 また、定例会へ適宜出席するなど、青少年指導員・福祉委員との連携を強化する。	区内小学校下(10校下)すべての活動を区役所のホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)に月1回以上掲載する。		区民意識調査において、「本事業が「青少年が健全に育つ環境づくりに効果がある」と回答した割合70%以上	
				コロナ禍の状況で区内小学校下(10校下)活動できていないため区役所のホームページに1回/年の掲載	×	区民意識調査において、「本事業が「青少年が健全に育つ環境づくりに効果がある」と回答した割合57.8%	×
5-1-15	大正区成人式の実施	新成人としての自覚や地域に見守り、育てられ健全に成長を遂げたことへの感謝を促すとともに、青少年健全育成に関する各種団体と協力し、新成人を祝い励ますことにより、区内における諸活動の担い手へと繋がるよう、新成人と各種団体間のコミュニティづくりを行う。	大正区成人式を青少年指導員・青少年福祉委員・子ども会など地域団体と連携して開催する。 開催の実施については、新型コロナウイルス感染症対策として三密を避ける観点から、4中学校区ごとの分散開催とする。	区広報紙や区HPを活用し、新成人の参加率80%以上		区民意識調査において、本事業が「青少年が健全に育つ環境づくりに効果がある」と回答した割合が77.8%以上	
				区広報紙や区HPを活用したが、コロナ禍の状況で新成人の参加率69.9%	×	区民意識調査において、本事業が「青少年が健全に育つ環境づくりに効果がある」と回答した割合が62.3%	×
5-1-11	生涯学習の実施支援	生涯学習推進員がまちづくり実行委員会の一員として、各種団体との連携を図りながら、身近な講座等の開催を通じ学習機会の提供を行うことにより、地域住民が自律的に生涯学習を進められるよう支援する。 区役所は、区内の生涯学習施設や教育機関等と連携し、学習機会の提供並びに情報の取りまとめを行う。	生涯学習に関する取り組みの共有や、各校下間の生涯学習推進員の連携強化を図るため「生涯学習推進員・区役所連絡会」を開催する。 各生涯学習関連施設が行う取組みを情報共有し、啓発協力を行うとともに、区内施設館の連携強化を図るため「生涯学習関連施設連絡会議」を開催する。 生涯学習関連事業の実施報告を区HPやSNS等へも掲載し、学びのきっかけづくりとなるよう区民へ広く周知を図る。 また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、「大正生涯学習フェスティバル」は中止とするが、コロナ禍において、各小学校下で工夫して取り組んでいる内容等について、区広報紙を活用し、周知する。	生涯学習ルーム 66講座 こんには大正による生涯学習フェスタに係る記事記載		区民意識調査において「生涯学習の機会の広がりを感じる」と答えた割合:55.4%以上	
				生涯学習ルーム 61講座 こんには大正による生涯学習フェスタに係る記事記載済	△	区民意識調査において「生涯学習の機会の広がりを感じる」と答えた割合:43.9%	×

# 令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
5-1-13	学校体育施設の地域への開放	大阪市立の学校が保有する体育施設を地域に開放し、地域住民に対して継続的にスポーツの場を提供するとともに、自主的主体的に運営や活動の推進を図ることによって、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興等に寄与するよう支援する。	学校ごとに設置する学校体育施設開放事業運営委員会の自主的、主体的な運営により、地域住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興等が図られるよう、運営支援を行う。	年間総開放回数5,100回 延べ利用者数100,000人		学校体育施設開放事業に新たに参画した新規利用団体数を前年度より向上させる。	
				年間総開放回数1,712回 延べ利用者数49,389人	×	学校体育施設開放事業に新たに参画した新規利用団体なし	×
5-1-12	はぐくみネットの連携強化支援	「家庭」「学校」「地域」がさまざまな経験や学びを通じ、子どもの人間性を豊かにし「生きる力」をはぐくむため、はぐくみネット運営委員会がまちづくり実行委員会の一員として、学校教育支援の活動を行えるよう支援する。	子どもの成長に役立つ活動を通じて人と人のつながりをつくることをめざし、構成する諸団体やはぐくみネット運営委員会により、自主的、主体的に、休日や放課後などに子どもの体験教室や、大人と子どもが交流する催し、地域の子育て・教育について考える活動など自主的、主体的に取り組みられるよう、運営支援を行う。	各校区はぐくみネット事務局会議の開催(年1回以上) 各はぐくみネット関係者の「連絡会議」「公開研修」「研究発表会」等へコーディネーターが参加		各地域において、はぐくみネットコーディネーターが地域と学校をつなぐ取り組みに従事した校下: 10校下	
				各校区はぐくみネット事務局会議を開催した(年1回以上計13回) 各はぐくみネット関係者の「連絡会議」「公開研修」「研究発表会」等へコーディネーターが参加した	○	各地域において、はぐくみネットコーディネーターが地域と学校をつなぐ取り組みに従事した校下: 10校下	○
3-6-8	リーディングスキルアップ事業	学力には、全ての学習の基礎となる読む力・書く力・計算力の向上が必要不可欠となっている。そうした中、大正区役所と大正白稜高校は、大正区における地域の課題解決や発展に寄与するため平成30年10月16日に包括連携協定を締結している。大正白稜高校では、「リーディングスキルプログラム」による授業に取り組んでおり、区の教育研究の向上に資する内容となっている。区内、学校(小・中・高)が連携して「リーディングスキル」向上に取り組む、文章や資料・データを正確に読み取る力を伸ばし育み、「考え抜く力」を向上させ育てることにより、次世代を担う地域の子どもの基礎学力の充実向上を図り、各学校全体の傾向を把握する。	令和3年度においては、第3教育ブロック予算を活用し、小学6年生、中学1年生を対象にリーディングスキルテスト(RST)を実施する。区役所においては、令和元年度・令和2年度における経年比較の結果も踏まえ、引き続き、教育センター、指導部、今年度実施している第4教育ブロック、来年度実施する第3教育ブロック、大正白稜高校と連携のうえ、令和3年度の学校全体の傾向を把握し、授業改善につなげる。各校においては、RSTの個人ごとの結果データを児童・生徒の指導に活かし、読解力の向上につなげる。	各校での実施: 100%		令和3年度小学校学力経年調査、中学生チャレンジテストにおける標準化得点(大阪市平均を100とした大阪市立全校の相対的な得点)の区内平均を平成29年度(92.9点)より向上させる。	
				中学校3校で実施(大正中央・大正西・大正北) ※小学校では実施なし	×	令和3年度中学生チャレンジテストにおける標準化得点(大阪市平均を100とした大阪市立全校の相対的な得点)の実施3中学校の平均: 95.4%	○
3-4-4 5-1-20	PTA活動の支援	市民公益活動を行う「市民活動団体」として、保護者と教職員が協力し家庭と学校と社会における、子どもの健全な成長を図ることを目的に、各校下でPTA活動が行われている。PTAの自主的な活動に配慮しつつ、PTA活動がより活性化するための支援を行い、学校教育の充実を図るとともに、社会教育活動や生涯学習の振興を図ることを目的とする。	公平性、公正性及び透明性の確保に努めながら、PTAとの協働の機会を拡大し、青少年の健全育成や教育全般に関する情報提供、活動内容の充実に向けた支援・助言等を行う。 (情報の提供) 区民のPTA活動への関心を高め、区役所、地域及び子どもの健全な成長に関わる団体相互の交流及び連携を促進するため、それぞれの団体の活動に関する情報の積極的な収集及び提供を行う。PTA活動の広がりをふまえ、子どもの健全な成長に関わる情報の横断的な収集、発信に努めるとともに、PTA活動の啓発を行う。 (活動の場所の提供) PTA活動を推進するため、当区が管理する施設の案内を行うなど、PTA活動・交流の拠点となる場所の提供を行う。 (高校説明会の支援) 区PTA主催による高校説明会の支援を行う。開催にあたっては、令和2年度の実施方法をもとに、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、最適な方法で実施する。 総合教育会議に参画するPTA役員の人数を増やすことなどを通じて、保護者の意見が区政に反映されるよう努める。 ※上記支援に加え、区PTA協議会と協働した取り組みを実施する。	PTA主催イベント等の実施報告の区ホームページへの掲載: 2回以上		区役所と協働してPTA活動が実施できたと感じる区PTA協議会委員の割合: 60%以上	
				PTA主催イベント等の実施報告の区ホームページへの掲載: 1回 (高校説明会)	×	区役所と協働してPTA活動が実施できたと感じる区PTA協議会委員の割合: 30%	×

# 令和3年度子育て・教育・青少年健全育成にかかる事業及び施策の自己評価について

取組番号	事業名	目的	内容	業績目標/実績	自己評価	成果目標/実績	自己評価
3-6-9	大正教育活動協力隊(つつじサポーター)の活用	<p>大阪市及び大正区では、授業中や放課後等に学習支援を行う学力向上支援サポーターや学校図書館の館内環境整備等の補助を行う図書館支援ボランティアなど各種サポート事業を実施しており、サポーター・ボランティアをそれぞれ募集しているが、人材確保が課題となっている。</p> <p>大正区で児童生徒に対する教育的支援や福祉的支援を行うサポート・ボランティアを「大正教育活動協力隊(つつじサポーター)」として、区において広く募集し人材の確保につなげ、各サポーター制度やボランティア制度の効果的な実施を図り、区内教育活動の活性化させる。</p>	<p>各学校や局で行う事業別の募集に加え、区役所の広報力(HP/SNS等)を活用し、広くサポーターやボランティアの募集を行う。</p> <p>学校が必要としているサポーターやボランティアを確認したうえ、学校の希望条件を考慮しながら、適宜必要としている学校へつなぐ。</p> <p>埋もれた人材を掘り起こすため、HP/SNS等を活用し、サポーターの活動の様子や学校の声などを積極的な発信を行い、様々な知識や技能を持った人の情報の提供を呼びかける。</p> <p>※従来型の学校での従事に加え、新型コロナウイルス感染症防止に対応できるリモートでの支援についても、学校のニーズを適切に把握のうえ、募集を行う。</p>	区役所から学校へつないだ件数:3件以上		区民意識調査で「大正教育活動協力隊(つつじサポーター)が区内教育活動の活性化に寄与していると感じる」割合:前年度より向上させる。	
				区役所から学校へつないだ件数:0件 ※応募者2名を学校へつないだが、学校のニーズとマッチしなかった。	×	区民意識調査で「大正教育活動協力隊(つつじサポーター)が区内教育活動の活性化に寄与していると感じる」割合:52.1%(R2:55.8%)	△
3-6-14	プログラミング教育支援事業	<p>令和2年度から小学校においてプログラミング教育が導入されている。プログラミングに対する関心を高めるとともに、大阪市教育振興基本計画に基づき、「複雑な情報を論理的に読み解く力」や「プログラミング的思考」の育成、他者と協力して思考し、新たな価値を創造する「主体的・対話的で深い学び」の実現等を目指す。</p>	<p>各校へプログラミング教育を行うにあたっての課題やプログラミング教育に対する支援についてのニーズ調査を行うとともに、令和元年度に地域においてプログラミングイベントを実施した団体からも情報収集を行い、行政としてできる支援策を検討する。</p>	・各校もしくは関係団体へのヒアリングの実施1回以上		・区役所によるプログラミング教育支援が、学校におけるプログラミング教育に役立ったと答える学校:5校以上	
				未実施	×	未実施	×